



◎岡山県規則第五十四号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和五年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「〇・四〇％」を「〇・六〇％」に改める。

別表第三第一号から第四号までの規定中「〇・四〇％」を「〇・六〇％」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

# 令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

## ◎岡山県告示第二百四十七号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和五年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二七インチ 黒	一台	岡山西J七八八五四
二六インチ 赤	一台	岡山中央J二二一六一
一六インチ 黒	一台	岡山一六六二六五
二五インチ 青緑	一台	岡山西B九九一一五
二六インチ 黒	一台	不明
一六インチ 黒	一台	不明
二六インチ 桃	一台	不明
二四インチ 青白	一台	不明
二〇インチ 紺	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和五年三月六日

三 放置されている場所

岡山市北区弓之町六番一号（岡山県備前県民局弓之町庁舎駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局地域政策部総務課総務班

岡山市北区弓之町六番一号

電話番号 ○八六一二三三一九八〇〇

令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

◎岡山県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

令和五年四月二十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

- 一 土地改良区の名称  
美星土地改良区
- 二 土地改良区の所在地  
井原市美星町三山一〇五五
- 三 解散年月日  
令和五年四月二十日

# 令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

〔二一五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和5年4月28日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称  
税務システム保守運用業務
- 二 契約期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県総務部税務課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和5年4月1日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 中国支社  
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額  
一、二八、四一九、六一〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一一、六七四、五一〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第二号に該当するため



令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

〔二一七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があった。

令和五年四月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

吉井川下流土地改良区

二 就任役員

住 所

就任役員

氏 名

沖田 時久

赤磐市釣井一九一二

理事の別  
理事  
理事

令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

〔三二八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があった。

令和五年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称  
香々美川土地改良区

二 就任役員  
就任役員  
住 所

氏 名	住 所	理 事 監
三 船 哲夫	苦田郡鏡野町古川三四二―三	理 事 別
唯 留藏	宗枝一三二―四	監 事

# 令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

〔二一九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和五年四月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

香々美土地改良区

二 認可年月日

令和五年四月十九日

# 令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

〔二二〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、県営土地改良事業換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地を次のとおり指定した。

令和五年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

建部地区 吉田工区

二 指定年月日

令和五年四月二十日

三 非農用地区域内に換地を定める土地

岡山市 北区	市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 (㎡)
建部町 吉田							
土手ノ 内							
四八〇番一の 一部							
畑							
畑							
一、 九三〇							

# 令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

〔二二一〕次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次のとおり公告する。なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者からその所在地の申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和五年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 商号又は名称  
株式会社廣田創建
- 二 代表者の氏名  
廣田 翼
- 三 主たる営業所の所在地  
倉敷市玉島乙島七四七一―四四九
- 四 許可番号及び許可年月日  
岡山県知事許可（般―三）第二六四一六号 令和三年十月二十九日

令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

〔二二二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市長船町長 船地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和五年四月十九日から同年六月三十日まで	測量期間

# 令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

〔二二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字肘曲り二四二―六、二四五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島八島一九五四―一 武蔵 A二〇二

高橋 直樹

高橋 路子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十一月十一日 岡山県指令建指第三一二号

# 令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

〔二二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬一五―一六、一一五―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市上林一四二

甲野 智也

甲野 愛子

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月二十七日岡山県指令建指第五三〇号

# 令和5年4月28日 岡山県公報 第12493号

〔二二五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称  
岡山県統合財務会計システム保守運用業務
- 二 契約期間  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県出納局会計課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和五年四月一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 岡山支店長 河野 恵
- 六 契約金額  
岡山県岡山市北区表町一丁目五番一号
- 七 三六、一八〇、一〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、二八九、一〇〇〇円）  
契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県企業管理規程第五号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月二十八日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次の

ように改正する。

第三十二条第一項中「常に」を「執務時間中、」に、「つけ」を「付け」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に認める場合はこの限りでない。

第三十二条の二第一項中「つけ」を「付け」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。  
令和五年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かわさき美都後援会	太田 正行	岸 田 由 美	玉野市和田二一〇一六	令和五・三・一
古山司後援会	古 山 司	関 進	勝田郡勝央町畑屋七三七	三・二九
さとうまさき後援会	橋 本 政 勝	石 川 佐和子	岡山市南区西市七〇五一	三・三
丸川まさとし後援会	西 室 晶 敏	西 室 典 子	浅口郡里庄町新庄二九三五	三・二

◎岡山県選管告示第三十六号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。  
 令和五年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県岡山市第二十二支部	柳井 弘	会計責任者の氏名	坪井 潤一郎	坪井 ゆう子	令和五・二・一
自由民主党岡山県衆議院比例区第一支部	阿部 俊子	政治団体の名称	自由民主党岡山県衆議院比例区第一支部	自由民主党岡山第三選挙区支部	〃 三・一
自由民主党岡山県衆議院比例区第二支部	平沼 正二郎	〃	自由民主党岡山県衆議院比例区第二支部	自由民主党岡山県衆議院支部	〃 三・一〇
〃	〃	会計責任者の氏名	竹内 邦彦	平沼 廣子	〃 〃
自由民主党岡山県第三選挙区支部	加藤 勝信	政治団体の名称	自由民主党岡山県第三選挙区支部	自由民主党岡山第五選挙区支部	〃 三・一
自由民主党岡山県津山市・苫田郡・勝田郡第五支部	清水 薫	主たる事務所の所在地	津山市北園町四〇―一五	津山市大田八―一 二階	〃 一・一

備考 従来、岡山県選挙管理委員会に届出がされていた自由民主党岡山県衆議院比例区第一支部及び自由民主党岡山県衆議院比例区第二支部については、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
赤木一雄後援会	赤木 一雄	主たる事務所の所在地	岡山市北区東花尻三二八―一	岡山市北区西花尻二九	令和五・三・三
伊澤誠後援会	伊澤 新一	代表者の氏名	伊澤 新一	山本 敏夫	令和四・三・三一
大森しんじ後援会	大森 進次	会計責任者の氏名	大森 進次	山本 大祐	令和五・三・一六
岡山県養鶏政治連盟	出宮 清次	代表者の氏名	出宮 清次	金井 克己	〃 〃
〃	〃	会計責任者の氏名	若松 育子	出宮 清次	〃 〃
おかやま分権自治フォーラム	小野田 義明	〃	古林 久和	近藤 昭	〃 三・五
クラレ労働組合よりよい地域社会を作る会	高見 公美子	〃	中山 裕介	高橋 建策	令和四・一・一
小泉むねひろ後援会	芝野 義弘	代表者の氏名	芝野 義弘	小泉 馨	令和五・三・三一
幸福実現党岡山南後援会	岡島 正治	政治団体の名称	幸福実現党岡山南後援会	岡山南後援会	〃 一・一
幸福実現党津山後援会	三島 章宏	会計責任者の氏名	花村 大貴	片沼 淳	令和四・七・二五

小林ひさお後援会	三原誠介	高見美紀	宇高和馬	令和五	三・一〇
さとうまさき後援会	橋本政勝	西村結花	石川佐和子	令和五	三・二〇
しまはらまい後援会	〃	瀬戸内市牛窓町牛窓四二〇二―二	瀬戸内市牛窓町牛窓二二五一	〃	一・一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
須増伸子後援会	田邊昭夫	倉敷市真備町箭田四一四五―六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
星 話 塾	田原隆雄	小原 淳	都窪郡早島町前湯一〇四三―二	〃	三・七
高原としひこ後援会	〃	田原 哲磨	竹本 宣之	〃	〃
電機連合岡山政治活動委員会	野田雄一郎	小松 明	高田 紀美子	〃	〃
〃	〃	〃	木下 磨貴子	〃	三・九
日笠一成後援会	日笠一成	〃	一井 淳治	〃	二・五
福本崇後援会	福本 崇	玉野市宇野四一九―六	坂手 健一郎	〃	一・四
みやたけ博後援会	守屋 勇	守屋 勇	本 田 輝 男	令和四	三・二
守井ひでたつ後援会	森本 修作	備前市吉永町南方一二二五―二	玉野市和田五一九―二	〃	二・一
やない弘後援会	柳井 弘	備前市吉永町南方八五八―五	大塚 勝行	令和五	二・二五
やなぎはら英子後援会	三宅 富美子	坪井 潤一郎	備前市吉永町南方八五八―五	〃	三・一
山本まさひこ後援会	山本 雅彦	三宅 富美子	坪井 ゆう子	〃	二・一
渡辺英気後援会	渡辺 祐三	春名 茂行	寺岡 勝久	〃	三・二四
〃	〃	〃	松本 基	〃	三・一
〃	〃	〃	三宅 末夫	〃	三・八

◎岡山県選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。  
令和五年四月二十八日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

- 政治団体の名称
- 安東てつや後援会
- かわさき美都後援会
- 後藤基後援会
- 市政を変える会
- 市民オンブズマン玉野
- 下市このみ後援会
- すます伸子と早島を元気にする会
- 竹内くにひこ後援会
- 竹久たもつ後援会
- 津本憲一後援会
- なんば孝一後援会
- 日笠一成後援会
- ひるまゆきよを育てる会

- |        |      |      |     |      |      |      |      |     |      |      |      |      |      |
|--------|------|------|-----|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|
| 代表者の氏名 | 安東哲矢 | 太田正行 | 後藤基 | 角南良彦 | 角南良彦 | 平井君江 | 真鍋和崇 | 近藤豊 | 竹久皓造 | 津本憲一 | 阪井憲繁 | 日笠一成 | 宮田好夫 |
|--------|------|------|-----|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|

- |       |         |          |          |          |   |          |   |   |         |          |   |   |   |
|-------|---------|----------|----------|----------|---|----------|---|---|---------|----------|---|---|---|
| 解散年月日 | 令和五・三・七 | 令和二・三・三一 | 令和五・二・二八 | 令和四・二・三一 | 〃 | 令和五・二・二八 | 〃 | 〃 | 令和四・三・三 | 令和五・三・三〇 | 〃 | 〃 | 〃 |
|       |         |          |          |          |   |          |   |   |         |          |   |   |   |

岡山県選挙管理委員会  
委員長

大林裕一

◎岡山県選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。  
令和五年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

大

林 裕 一

資金管理団体の届出をした  
者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

黒田 晋

玉野市長

しんしん会（晋進会）

玉野市東七区四三

令和五・三・一〇

西室 晶敏

里庄町議会議員

丸川まさとし後援会

浅口郡里庄町新庄二九三五

〃 三・一

◎岡山県選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
令和五年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
寫原 舞	しまはらまい後援会	主たる事務所の所在地	瀬戸内市牛窓町牛窓四二〇二―二	瀬戸内市牛窓町牛窓二二五一	令和五・一・一

◎岡山県選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和五年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 法第十九条第三項第一号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

資金管理団体の名称

黒田 晋

地域の底力・岡山

取消年月日

令和五・三・九

二 法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

資金管理団体の名称

安東 哲矢

安東てつや後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和五・三・七

◎岡山県選管告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和五年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和五年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

主たる事務所の所在地

高梁市成羽町二六六八

笠岡市相生七五一―二

美作市豊国原一九六一―四

赤磐市桜が丘東六一六一―一八

新見市哲多町蚊家七〇九―一

浅口市鴨方町鴨方一九〇八一―

真庭市久世二六二九武藤アパート一〇三

岡山市北区北長瀬表町三一四―一二

〃 東区西大寺中野一三七―五

玉野市八浜町八浜一四四二―一

瀬戸内市長船町西須恵九〇四―五

代表者氏名

会計責任者氏名

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名
石田よしお後援会	中村峻則	石田芳生
ALLWEATHER	丸山悦二	西山泰治
岡本たいすけ後援会	小林隆夫	井口洋子
外国人生活支援協会	森俊輔	森民子
佐々木源市後援会	佐々木源市	有元正弘
さとうかずま後援会	佐藤数真	佐藤麻衣
しのはら恵介後援会	篠原恵介	篠原恵介
市民団体ワンダフルきたながせ	井上友二	井上友二
竹永みつえ後援会	竹永徹	竹永徹
藤原ひとこ後援会	加藤哲二	藤原洋樹
吉近翔大後援会	西山寛人	吉近千奈津